

事業再生ADR手続の概要

北野 知広
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら 



1 事業再生ADR手続とは

事業再生ADR手続は、過剰債務に悩む企業の再生のための準則型私的整理手続の1つとして、一般社団法人事業再生実務家協会(以下「JATP」といいます。)が主宰する手続です。

JATPが選定する手続実施者¹の関与のもと、債務者企業が対象債権者(原則として金融機関のみ)との間で債務の弁済について協議し、対象債権者との合意に基づき債務の弁済猶予又は減免等を得ることにより、経営困難な状況にある企業を再建するための手続です。また、上場企業等の例外を除き、非公開で進められる手続であるため、取引関係に影響を及ぼすことなく、事業価値を維持したまま再建を図ることができる有用な手続です。

上場会社の利用によりニュースで取り上げられることが増えていますが、具体的な手続の進行等はあまり知られていないと思われますので、以下、ご紹介したいと思います。

2 事業再生ADR手続を選択する理由

事業再生ADR手続の利用を検討する企業においては、既に任意の私的整理手続が先行しているか、金融機関との間でリスクなど債務の弁済について何らかの協議がなされていることが多いと思われます。

そのような中、例えば以下のような事情が存在する場合、事業再生ADR手続の利用を検討することになります。

- ① 抜本的な再建のため金融債務の減免が必要であり、

金融機関に無税償却が認められる準則型手続を利用する必要がある。その中でも、企業規模や事案の特徴を踏まえて事業再生ADR手続の利用が相当である。

- ② 公正中立な第三者が主宰する手続を利用して議論の場を設けることで金融機関の足並みを揃える必要がある。

- ③ スポンサー選定過程の透明性を確保することが望ましい。

- ④ 法的手続に移行した場合であっても優先的な取扱いを受けられるプレDIPファイナンスを利用したい。

3 事前相談

事業再生ADR手続の利用を検討する場合、まずは、JATPに事前相談をすることからスタートします。

債務者の置かれている状況をお伝えし、手続を進めるにあたっての懸念点やスケジュールなどを協議することになりますが、事前準備としてどこまで準備しなければいけないというものはありません。ただ、金融機関との協議状況等を説明する場合もありますので、少なくとも主要債権者とは協議しておくことが望ましいと思われますし、場合によってはメインバンクと一緒に相談に臨むことも考えられます。

4 手続利用申請

事前相談の上、事業再生ADR手続の利用を決めた場合、まず、債務者からJATPに手続利用申請書を提出します。

手続利用の申請があると、審査会が組織され、審査会が資

¹: 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者と定義されており、専門的・中立的な見地から事業再生計画案の内容を検証し、また、公正中立な立場で債権者と債務者の間の債権債務調整を推進する役割を担います。きわめて厳格な要件があり、事業再生に関する高度な知見と経験のある専門家が資格を有することになります。

料確認や事情聴取をして、要件を審査することになります。
具体的には、「事業再生計画案の成立の見通し」と「履行可能性」の観点から、他の事業再生手続に比べて事業再生ADR手続を利用するのに適する可能性があるかなどを審査します。審査の結果、可能性ありと判断された場合、JATPは事業再生ADR手続の利用を仮に受理し(仮受理)、債務者に通知します。

仮受理がなされると、JATPは手続実施者選任予定者を選定します。当該手続実施者選任予定者が、後に、手続実施者に選定されることになります。

5 正式申込

その後、手続実施者選任予定者による調査を経た上で、債務者にて事業再生ADR手続の正式申込を行うことになります。

正式申込をして手続利用申請が正式に受理されるためには、原則として、事業再生計画案の概要の策定等が必要になります。したがって、この段階で債務者が財務デューデリジェンス(資産査定)を経た上で事業再生計画案の概要を準備していることが想定されており、手続実施者選任予定者が事業再生計画案の概要を調査し、必要に応じてアドバイスをすることになります。

6 事業再生計画案

事業再生計画案では、以下の項目を記載することが必要になります。

- ① 経営が困難になった原因
- ② 事業の再構築のための方策
- ③ 自己資本の充実のための措置
- ④ 資産及び負債ならびに収益及び費用の見込みに関する事項

事業再生ADR成立の翌期から原則3事業年度内の「債務超過解消」と「経常黒字化」が要件となり、この

債務超過解消要件を満たす内容の債務免除が求められることになります。

- ⑤ 資金調達に関する計画
- ⑥ 債務の弁済に関する計画
- ⑦ 債権者の権利の変更
- ⑧ 債権額の回収の見込み

原則として平等が要求されます。

破産手続による回収見込みより多いことが必要となります。

債権放棄を内容とする事業再生計画案については、以下の要件等も加重されます。

- ⑨ ADR基準により資産査定された価額を基礎に貸借対照表が作成されていること
- ⑩ その貸借対照表上の資産負債の価額及び事業再生計画案上の収益費用に基づいて債務免除額が定められていること
- ⑪ 株主の権利の全部又は一部の消滅
- ⑫ 役員の退任
- ⑬ その他手続に関する要件

事業再生に著しい支障を来すおそれがある場合を除きます。

自主再生案件であるかスポンサー支援を受ける案件か、既存の法人格を使う案件か第二会社方式であるかなどによって、記載内容に濃淡はありますが、対象債権者の理解を得られる内容を策定する必要があります。

手続利用の正式受理がなされた後は、速やかな進捗が予定されていますので、正式申込の段階までにある程度事業再生計画案の概要を詰めておくことが望まれます。この段階で、金融債権者とある程度の事前調整までしてしまうこともありますし、他方で、何らかの事情で早期の正式申込・一時停

止通知が必要であるため、事業再生計画案の概要の作成については骨子にとどまる場合もあります。スポンサー選定手続中であるため、事業再生計画案の概要が固まらない場合もあります。事業再生計画案の概要の精度は、事業毎にケース・バイ・ケースです。

7 一時停止通知

手続利用申請が正式に受理されると、JATPと債務者の連名で、対象債権者に対して一時停止の通知を行うことになります。

一時停止の通知は、①債権回収行為（弁済請求・受領、相殺権の行使、担保権の実行、強制執行や仮差押え等）、②担保設定（物的人的担保提供の禁止、対抗要件具備等）、③法的倒産手続開始申立ての禁止などを求める通知となります。

一時停止の通知には法的強制力はありませんが、JATPは、債務者の事業再生の見込みがある場合に限り正式受理して一時停止の通知を発することになっていますので、一時停止の通知を受けた債権者は個別の権利行使を控える場合がほとんどです。このような一時停止の性質に鑑みて、一時停止通知は支払停止等の期限の利益喪失事由には該当しないと考えられています。

代表取締役等の連帯保証人の保証債務の経営者保証ガイドラインに基づく処理を事業再生ADR手続と一体的に行うことも可能ですが、これを行う場合は、保証人の保証債務について事業再生ADR手続と一体債務整理をするための経営者保証ガイドラインの利用申請書を提出して受理してもらい、同時に一時停止の通知を出すことになります。

8 第1回債権者会議

一時停止の通知後、原則として2週間以内に第1回債権者会議が実施されます。

第1回債権者会議は、事業再生計画案の概要説明のための債権者会議とも言われており、債務者が現在の資産負債の状況及び事業再生計画案の概要を説明し、質疑応答や意見交換を行います。

また、以下の事項の決議もなされます。

- ① 議長の選任（手続実施者選任予定者のうち1名）
- ② 手続実施者を選任（手続実施者選任予定者から選任。債権放棄を伴う計画の場合、負債額10億円以上で3名以上）
- ③ 一時停止の具体的内容と期間（一時停止の追認と呼ばれており、原則として第3回債権者会議まで一時停止を求めることになります。）
- ④ 第2回債権者会議、第3回債権者会議の日時場所

このうち、一時停止と第3回債権者会議の日時場所については全員一致が必要となりますから、債務者サイドとしては対象債権者の日程確保も含めて事前の調整が重要となりますし、対象債権者も必要な社内決裁を済ませておく必要があります。特に問題となりやすいのが一時停止についてとなりますので、この点は事前に十分に調整しておく必要があります。

なお、この会議で概要説明される事業再生計画案は、その後、スポンサーや対象債権者との協議を経て変更されることなどもあります。

9 第2回債権者会議

事業再生計画案の協議のための債権者会議と呼ばれるもので、第1回債権者会議から1か月ほど後に実施することになります。

第2回債権者会議では、債務者は事業再生計画案の最終版を説明し、手続実施者からは当該事業再生計画案についての調査報告書の説明がなされます。

調査報告書では、事業再生計画案が公正かつ妥当で経済的合理性を有するものであるか否かについての意見が述べられます。

対象債権者はこの調査報告書での意見を踏まえて、事業再生計画案についての賛否を検討することになります。

10 第3回債権者会議

事業再生計画案の決議のための債権者会議であり、第2回債権者会議の1か月ほど後に開催され、事業再生計画案の決議がなされます。

当日に投票される場合もありますし、事前に投票を済ませておく場合もあります。

この債権者会議で全対象債権者が事業再生計画案の成立に同意すれば事業再生計画案が成立し手続が終了します。

このように合計3回の債権者会議で事業再生計画案の決議が成立することが予定されており、スムーズに進めることが可能な手続となっています。事前の準備や協議が十分になされている案件では正式申込から3か月程度で終了することも可能ですが、そうではない事案もあります。

例えば、正式申込後にスポンサー選定手続やスポンサー

交渉を行う場合もあり、その場合は、事業再生計画案の概要説明ができませんので、第1回債権者会議が続行されますし、金融機関調整のため、会議を続行することもあります。

11 経営者の保証債務の処理(経営者保証ガイドライン)

経営者保証ガイドラインを利用して事業再生ADR手続と一体的に保証債務の処理を図る場合の流れは法人と同じとなり、第1回債権者会議で保証人の保証債務弁済計画案を提出し、第2回債権者会議で手続実施者からの調査報告書が提出され、第3回債権者会議で決議されます。

12 事業再生ADR手続における商取引債権の保護等

事業再生ADR手続では、法的手続に移行した場合の商取引債権保護に関する制度も設けられています。この点については、事業再生・債権管理ニュースレター第1号²、その他の事業再生ADR手続における柔軟な取扱いの紹介については事業再生・債権管理ニュースレター第12号³を、それぞれご参照ください。

2: https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_201807_v4.pdf

3: https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_201906-P2-4-Kitano20190529.pdf